

国「子ども・子育て会議（第4回）」（7月5日）の開催について

◇ 第4回の子ども・子育て会議が、7月5日開催されました。当日の議事内容は下記です。

議事内容

- (1) 基本指針について
- (2) 保育の必要性の認定について
- (3) 確認制度について
- (4) その他

・最初に事務局より、委員の出欠、代理出席について報告があり、人事異動の紹介がなされた。無藤座長の進行により議題に沿って進められました。

《傍聴概要》※以下敬称略

(1) 基本指針について

・資料 1-1「基本指針の概要（案）」、資料 1-2「基本指針の主な記載事項」、資料 1-3「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について」について事務局より説明が行われ、協議に入りました。当連盟の橋原委員から下記について述べられました。

(橋原委員)資料 1-2 の幼児期の学校教育・保育の量の見込みについては、保育士の必要数等が把握できるように3歳以上については少なくとも、4、5歳と区別ができるようにして頂きたい。

(以下は、各委員意見の概要)

- 資料 1-2「基本指針の主な記載事項」の記載に関連して、妊娠、出産期、0～2歳、3～5歳、そして就学期に関わる取り組みとして流れをもって位置づけられないか。
- 基本指針について、「子ども・子育て支援事業の計画策定における基本的事項」について、時期についての記述はあくまで例示であろうと思うが、市町村、都道府県にお任せ頂きたい。年齢区分については、例えば3歳以上と未満といった地域の実情に応じた設定として頂きたい。P26で幼稚園教諭、保育士の量の確保と質の向上の取り組みについては、統一的に研修を行って頂く等のことも想定されると思うが、国の方でそうした施策の推進と財源確保について明記して頂くことも重要。国として統一してやっていこうということと地域の裁量を残していくことのバランスを重視して頂きたい。
- 限られた財源で、子どもの環境を向上し、保護者の利用しやすいしくみにしていくためにも費用対効果の面を述べてきており、その点が盛り込まれたことは感謝したい。一方で事業に明記することや子ども・子育て会議において研修体制の公表や費用対効果を提示していくことも考えられる。
- 子ども・子育て支援新制度は100人のうち99人を包含できるしくみであると考えているが、できる限りいわゆる社会的養護や障害児支援等の子どもをみられる制度であるべき。それらの制度を併行利用等をする子ども・保護者がより困難な制度利用者にならないようにして頂きたい。指針だけでなく、あらゆるチャンネルを利用して包括的なしくみを創って頂きたい。
- 基本指針の主な記載事項の、必要利用定員総数の算定方法について年齢区分において、3歳未満と3歳以上にわける際に、未満については配置基準が異なることから0歳と1、2歳児を分けることを提案したい。また地域の実情によってさらに細かな区分にすることもできるとして頂きたい。P8の認定の長時間、短時間区分は必要になってくるが、計画上は柔軟に対応できるように特に区分しな

いことについては賛同したい。すべての子どもに対して望ましいしくみとするため、障害や社会的養護の問題についても対応できるようにして頂きたい。

- 調査票の病児・病後児施設についての記載については、地域子育て支援・拠点事業でなぜ質問されているのか、「地域住民ではなくても在宅等の身近な場所で保育する」と記される必要がある。
- 調査票には、その目的などを書いたペーパーを1枚つけて郵送することになると思うが、その説明用紙のサンプルも作ることで、自治体ごとのばらつきを抑えることができる。サンプルもお示しいただきたい。保護者としては、そのペーパーでどのように説明されるかで、回答するか否か大きく変わるという実感がある。また「あなたの保育利用資格の有無を決めるものではない。」旨、記載する必要がある。調査票を、資格調査であると警戒するご家庭も出てくることが考えられ、そうなることと実際の必要以上の回答をしてしまうケースが増えると考えられるため。また、保育コンシェルジュ機能についても、「どこにあり、何の相談ができるのか」をその際に周知するとより親切である。
- 子どもを中心にしたケア・プランニングができるようにケア・マネの体制も必要。費用対効果をどのように考えるか、子どもを中心の環境がどれだけ向上するかといった観点で記して頂きたい。
- 幼稚園にも2号認定に相当する子どもがいるので、柔軟な対応を考えて頂きたい。需給調整については、保育の希望調査、率があるのに対して、教育の希望調査、率を設定すべき。

教育と保育の定義について、本日の資料1-2、P5の記載でも「この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す」と示して頂いた。この第6条の3の7項は一時預かりを定義している箇所であり保育を定義している項目ではないと思われるので、ぜひ解決して頂きたい。

その上で児童福祉法が言っているすべてが保育なのであるということであれば、「家庭において必要な保育」という定義も児童福祉法における保育ということになる。とすれば、「保育に欠ける」「保育を必要とする」といった概念は今後どこが変わるのか。また、「家庭において必要な保育を受けている満3歳以上の就学前の子ども」といった位置づけも、子ども・子育て支援法第19条に位置づけられることも必要なはずである。同様に「家庭において必要な保育を受けている満3歳未満の就学前の子ども」といった位置づけも必要であることこの度の基本理念からも思われる。

(事務局) 妊娠期からの切れ目のない支援については記載を検討したい。秋以降調査をし、年末にとりまとめ、以降四半期ごとに計画を策定していくイメージ。費用対効果については、その重要性はご指摘のとおり。法律のレベルで計画に策定するかしないものも含めていろいろな重要性を考えて工夫をしていきたい。障害児等については指針の中で、どのように示していくかということと、具体的にどのような体系にしていくかは、丁寧に検討していく必要がある。ニーズ調査については文言の適正化や必要性についてさらに検討したい。

2号認定に相当する子どもの把握については幼稚園における預かり保育や認可外保育等の潜在ニーズの把握を自治体にもしっかりと対応を求めていきたい。

(課長) 大都市部の自治体の認証保育所等の保育施策については、本日の資料1-2のP9で「当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能」としており、そうした財政支援を行っている施策、事業について今回進めている加速化プランをご活用頂いて、積極的に認可に移行はして頂きたいと思っているが当分の間はできる限り認めていきたい。

改正後の児童福祉法の規定については、第6条の3の7項について一時預かり事業の定義付けがなされているが、「この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。））を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において保育所・・・」とある。この条文において「保育」ということについて「養護及び教育」を行うことをいうとされており、こうした規定の中で保育というものを「養護及び教育」であるという定義を行っている。この規定がこの所に置かれている理由は、児童福祉法を第1条から順に見ていくと「保育」という言葉が最初に出てくるのが第6条の3の7項であり、通常法令の中では、最初に言葉が出てくる所で定義を行うことになっており、こうした書き方となっている。

「保育に欠ける」と「保育を必要とする」については、基本的に大きく概念の違いが生じるということではないと理解している。ただ、この後の議題でもある「保育の必要性の認定」といった際に具体的にどのようなケースについて「保育を必要とするのか」ということはみていく必要があり、法律の条文の書き方では、現行の第24条第1項の中で「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において」となっている。改正後の第24条第1項の規定の中では「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において」となっている。保育所の機能を定義づけたものになっているが、ここの所で考えられている「保育に欠ける」「保育を必要とする」という幅について、例えば求職中や就学のケースや同居親族の取扱い等、いくつか議論する必要はあると思われるが、基本的な考え方として大きく変わるものではないと考える。

「長い」「短い」は、この子ども・子育ての基本制度でご議論を頂いた考え方としては、一つはフルタイムを想定した利用と主にパートタイムを想定した利用になっていた。本日の調査票のイメージでもそのように位置づけさせて頂いているということであり「通常の勤務時間」と「それ以外」ということと考え方としては同じであろうと思う。

○確認だが「家庭で保育」というのは、保育の概念として正しいのか。

(課長)保育というのは子どもを育てていくことが基本であるが、家庭において保育ができない場合は家庭に代わって保育を行うということであり、家庭における保育は、ここでいう「保育の必要性の認定」という概念には含まれていない。

基本的にはこの制度を設計した当初の考え方のおりフルタイム、パート・アルバイト等と長時間、短時間の概念に分けている。

(事務局)法令上の整理では「保育」自体は家庭で行う子育ても含めて広い概念であるが、「保育の認定」という上では、様々な事由で認定するという概念。「保育の必要性」については場が限定される。

(課長)第2号の定義では満3歳以上の児童の中で、家庭における必要な保育を受けることが困難な児童と定義されている。

○子ども・子育て支援法の第7条の保育は家庭での保育も対象になるのであれば、家庭における保育も支援の対象にしていく必要があるということで申し上げている。

(課長)地域子育て支援拠点事業等そうした子どもに対しても支援が必要であるとしている。

(2) 保育の必要性の認定について、(3) 確認制度について

・事務局より資料2「保育の必要性の認定について」、資料3「確認制度について」の説明が行われ協議が続けられました。

○資料3の情報公開について、第三者評価、自己評価を保護者の選択を助ける項目として追加することを提案する。

○資料2について、待機児童がない場所等においては保護者の就労に関わらず認めていくことも必要であり、利用手順について再度検討頂きたい。

○長時間、短時間について、一時預かり以外は通常保育で対応が貫かれていることから区分について必要であるということがよくわからない。

○認定区分について、1号認定は満3歳の誕生日から適用できるとのことであったが、認定期間の3号認定から2号認定への移行は職権で決められるとされているが、2歳児が2号認定に移行した際に、クラス編成等も行うことができるという理解なのかいなか。できれば幼稚園とのその点の整理をしていく必要があるのではないか。

○確認制度について、重大な事故情報については必須。

○同居親族がいる場合も保育の必要性の認定上、考慮しないという考えを支持する。さらに、同居家族がいることで減点する自治体も散見されるが、それも禁止すべきだと考える。検討段階でも「長

時間」という言葉は使わない方がよい。

- 資料 2P4 の事由について、「同居の親族を長期介護していること」については、例えば第 1 子が慢性疾患であったり、障害を持っている等のケースも想定されるので、そうした点を誤解されないような記載をお願いしたい。
 - 保育の必要性の認定について、P4 の事由について整理されているが、標準的な項目について提示を頂く意義を評価したい。8 時間の就労の上に通勤時間等を考慮して 11 時間とする等の考え方を指示したい。その上で短時間については、私共の市では週 3 日 4 時間の 48 時間を設定していることから考えたいが、あまり長い時間の設定にしてしまうと待機児の設定とも関連していく問題である。
認定制度については、定員については、P7 以降施設型給付の対象施設のうち保育所、認定こども園については 20 名以上、幼稚園については設けないとしているが、新制度では、新しい参入も想定される中で、市町村が確認できるようにして頂きたい。
運営基準、業務管理体制については、基準検討部会で検討が委ねられているが、撤退基準等、市町村がしっかり把握をしていく必要事項についてはしっかり明記すべき。併せて業務管理体制については、大規模で広い地域で事業を行う事業体と特定の地域で展開している事業体についてはベースを検討しながら、慎重に検討していく必要がある。
 - 保育所は児童福祉施設として、家庭基盤の弱い子どもや虐待等の子どもを受け入れていくことが求められるので、ソーシャル・ワークの視点から社会福祉士の配置を求めていく必要がある。
 - 保育の必要性の認定については、就労の捉え方は、子育て期間中は多様である点に配慮し、本人の希望がかなえられる方向で検討してほしい。とくに、保育の必要性の認定の下限を下回った場合に利用できる保育サービスの拡充、多様な主体による一時預かり事業、地域の支え合いによるファミリーサポート事業等連携して拡充していく必要がある。現状、保育事業以外の一時的な預かり、ファミリーサポート等での預かり事業の単価についても、利用者が活用しやすい料金体系にしていくことが求められる。
 - 資料 3P7 の例 3 に基本的に賛成。資料 2P26 の特別な支援の必要な子どもについては教育でも特別支援という視点から必要。満 3 歳の設定については、月齢が入ってくると大きな影響もあるので明確にする必要もある。
- (事務局)資料 2P28～29 についてのご指摘について、認定こども園のこれまでの直接契約で取り組んできた範囲については、当初は待機児童がいる地域に限って、市町村が利用調整するとしていたが修正法の結果すべての市町村で利用調整をするとされた点を踏まえて、今後どのようにしていくかを丁寧に検討する必要がある。
- 必要性の資料の P8 については、当初新制度における基本制度において二区分にするといった設定ということであり、就労についてフルタイム等すべてに対応できるようにした長時間利用と主にパートタイムに対応できる短時間利用を設定したということ。実際にはパートタイムについては点数が低くなかなか利用できないという実態があることから、根本的には量的な拡大をする必要があると共に新制度ではこうした利用者が利用できるようにしくみを考えると共に利用者の負担という視点からもより多くが利用できるしくみを考えるということ。
- 幼保連携型の基準とともにそれに対応した公定価格の在り方について検討したい。
- 「長時間」という呼び方について、何か悪いことをしているようなイメージがあるというご発言もあったが、私どもでも検討していきたい。
- 次回日程について、親委員会については 7 月 26 日（金）子ども・子育て会議（第 5 回）9 時 30 分～12 時に予定、前日は 7 月 25 日（木）子ども・子育て会議基準検討部会（第 3 回）9 時 30 分～12 時の旨事務局より説明がなされた。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp